

『庄原市特定居住促進計画』（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

令和7年9月  
庄原市企画振興部企画課

1. 意見募集の概要

- (1) 公表の場所                   市ホームページ
- (2) 意見の募集期間           令和7年9月11日（木）から令和7年9月24日（水）
- (3) 提出件数                   2名（2件）
- (4) 提出方法                   電子メール等：2件

2. 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

NO	意見等の概要	市の考え方
1	<p>特定居住促進計画の西城地区の範囲を比婆山駅界隈まで伸ばしていただけないか。 JR 比婆山駅、消防署、郵便局、公営住宅、小売店、特養老人ホーム、旧小学校、工場が徒歩圏内にあり生活条件がある程度整っています。縮小しすぎるよりもゆとりある生活ができるのではないか。</p>	<p>庄原市特定居住促進計画(案)における特定居住促進区域は、根拠法令である広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号)第22条の規定に基づき、庄原市都市計画マスタープラン及び庄原市立地適正化計画との整合を図りつつ、設定しています。 ご意見のとおり、JR 芸備線比婆山駅周辺には様々な機能を有する施設が立地しており、今後の二地域居住促進の取り組みにおいて必要な場合には、区域の見直しも検討いたします。</p>
2	<p>「庄原市特定居住促進計画(案)」についてのそれぞれの地区の核となる商業地域の隣接地域に、特定居住者(都市部で労働しながら、山村部での定期的な生活をする「ターンの人々」)が住みやすい様に空き家を市費で購入確保し、貸し出すということを考えられていると思う。 「庄原市の無形の財産」を手放すことが決定的となりふるさと納税者も減るかも知れない。把握出来ない人々の入れ替わりがある時、治安も悪くなると思う。 まずは、仕事ができる場の創出が先であると思う。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、雇用の場の創出は、地域経済に大きな影響を与えると認識しております。併せて、本市への移住や二地域居住を希望する方々を増やしていくためには、市内の雇用の場を拡大することも重要と考えています。 加えて、市内の優良空き家を移住・二地域居住希望者の住まいとして活用することも、選択肢の一つと考えていますが、現在、市による空き家の購入や貸借については、具体的な検討はしておりません。</p>